

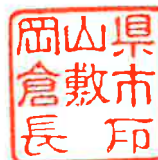
産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山県倉敷市松江三丁目2番46号
名 称 内田工業株式会社
代表取締役 内田 航

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 5年11月17日

許可の有効年月日 令和11年 4月 5日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(油水分離、中和、混合調整、切断分離、圧縮分離、切断、磁気選別)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

油水分離：汚泥、廃油

中 和：廃酸、廃アルカリ

混合調整：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、銧さい、がれき類、ばいじん

切断分離：廃油、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)

圧縮分離：廃油、廃プラスチック類、金属くず

切 断：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類

磁気選別：廃油、汚泥、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類

2. 事業の用に供する全ての施設

(1) 施設の種類 油水分離施設(遠心分離式)

設 置 場 所 岡山県倉敷市松江三丁目227番2、222番1、222番4、227番1、226番1、226番2、
南畝七丁目282番1、283番

設 置 年 月 日 平成8年5月27日

処 理 能 力 90m³/日(15時間)

許 可 年 月 日 平成8年3月28日

許 可 番 号 第3-(4)-1号

産業廃棄物の種類 汚泥、廃油

- (2) 施設の種類 油水分離施設(静置式)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 8 年 5 月 27 日
処理能力 $27\text{m}^3/\text{日}$ (8 時間)
許可年月日 平成 8 年 3 月 28 日
許可番号 第 3-(4)-2 号
産業廃棄物の種類 汚泥、廃油
- (3) 施設の種類 中和施設
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 8 年 5 月 27 日
処理能力 $48\text{m}^3/\text{日}$ (8 時間)
産業廃棄物の種類 廃酸、廃アルカリ
- (4) 施設の種類 混合調整施設(混合槽)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 21 年 2 月 6 日
処理能力 $110\text{m}^3/\text{日}$ (24 時間)
産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ
- (5) 施設の種類 混合調整施設(溶解槽)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 21 年 2 月 6 日
処理能力 $1.95\text{m}^3/\text{日}$ (24 時間)
産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類
- (6) 施設の種類 混合調整施設(新ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 21 年 2 月 6 日
処理能力 $120\text{m}^3/\text{日}$ (24 時間)
産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん
- (7) 施設の種類 混合調整施設(No. 2 ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 21 年 2 月 6 日
処理能力 $180\text{m}^3/\text{日}$ (24 時間)
産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん
- (8) 施設の種類 切断分離施設(手動) 2 基
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 26 年 10 月 16 日
処理能力 $0.648\text{トン}/\text{日}/\text{基}$ (18 時間)
産業廃棄物の種類 廃油、廃プラスチック類、金属くず

- (9) 施設の種類 圧縮分離施設
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、
南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 26 年 10 月 16 日
処理能力 8.748 トン/日 (18 時間)
産業廃棄物の種類 廃油、廃プラスチック類、金属くず
- (10) 施設の種類 混合調整施設 (No. 1 ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、
南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 28 年 12 月 5 日
処理能力 320m³/日 (24 時間)
産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、ばいじん
- (11) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3 北ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、
南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 28 年 12 月 5 日
処理能力 200m³/日 (24 時間)
産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、ばいじん
- (12) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3 南ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、
南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 28 年 12 月 5 日
処理能力 200m³/日 (24 時間)
産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、ばいじん
- (13) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3 北中ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、
南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 29 年 6 月 30 日
処理能力 112m³/日 (24 時間)
産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、ばいじん
- (14) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3 北西ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、
南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 29 年 6 月 30 日
処理能力 112m³/日 (24 時間)
産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、ばいじん
- (15) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3 南中ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、
南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 29 年 6 月 30 日
処理能力 112m³/日 (24 時間)
産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、ばいじん
- (16) 施設の種類 混合調整施設 (No. 3 南西ピット)
設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、
南畝七丁目 282 番 1、283 番
設置年月日 平成 29 年 6 月 30 日
処理能力 112m³/日 (24 時間)
産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、ばいじん



(17) 施設の種類 切断施設

設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、南畝七丁目 282 番 1、283 番

設置年月日 平成 30 年 2 月 10 日

処理能力 24 トン／日 (12 時間)

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)、陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)、がれき類

(18) 施設の種類 磁気選別施設

設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、南畝七丁目 282 番 1、283 番

設置年月日 平成 30 年 2 月 20 日

処理能力 25 トン／日 (12 時間)

産業廃棄物の種類 廃油、汚泥、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)、陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)、がれき類

(19) 施設の種類 切断分離施設 (自動)

設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、南畝七丁目 282 番 1、283 番

設置年月日 令和 2 年 11 月 16 日

処理能力 5.076 トン／日 (12 時間)

産業廃棄物の種類 廃油、廃プラスチック類、金属くず

(20) 施設の種類 切断分離施設 (固定式兼移動式)

設置場所 岡山県倉敷市南畝七丁目 284 番 1、284 番 2

設置年月日 令和 5 年 10 月 30 日

処理能力 28.8 トン／日 (24 時間)

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)、陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)(これらのうち廃太陽光パネルに限る。)

3. 許可の条件

(1) 有害な産業廃棄物を除く。

(2) 処理施設の設置場所及び用地面積

ア 油水分離施設 (遠心分離式)、混合調整施設、切断分離施設、圧縮分離施設

設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、226 番 1、226 番 2、227 番 1、227 番 2、南畝七丁目 282 番 1、283 番

用地面積 8,335.45m²

イ 油水分離施設 (静置式)、中和施設、切断施設、磁気選別施設

設置場所 岡山県倉敷市松江三丁目 222 番 1、222 番 4、南畝七丁目 282 番 1、283 番

用地面積 5,734.35m²

ウ 切断分離施設 (固定式兼移動式)

設置場所 岡山県倉敷市南畝七丁目 284 番 1、284 番 2

用地面積 3,551.34m²

(3) 移動式切断分離処理を行う場所は、当該産業廃棄物の排出事業場内に限る。



4. 許可の更新又は変更の状況

昭和58年 9月20日 変更許可(中間処理の追加)
平成 元年 5月 2日 変更許可(中間処理の追加)
平成 元年 9月 6日 変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加)
平成 2年 4月 6日 変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加)
平成 8年 6月12日 変更許可(中間処理の追加)
平成 8年 9月18日 変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加)
平成15年 7月11日 変更許可(中間処理の追加)
平成17年11月29日 変更許可(保管場所の変更)
平成18年11月 7日 変更許可(保管場所の変更)
平成21年 3月11日 変更許可(中間処理の追加)
平成26年11月13日 変更許可(中間処理の追加)
平成28年 7月27日 変更届に伴う許可証の書換え(中間処理の一部廃止)
平成28年12月 5日 変更届に伴う許可証の書換え(事業の用に供する施設の追加)
平成29年 6月30日 変更届に伴う許可証の書換え(事業の用に供する施設の追加)
平成30年 4月20日 変更許可(中間処理及び取り扱う産業廃棄物の種類の追加)
令和 2年11月18日 変更届に伴う許可証の書換え(事業の用に供する施設の追加及び処理能力の変更、
取り扱う産業廃棄物の種類の一部廃止、保管場所の変更)
令和 3年 2月 2日 変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加)
令和 4年 4月 6日 更新許可(優良認定)
令和 5年 4月 7日 変更許可(保管場所の変更)
令和 5年11月17日 変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加及び事業の用に供する施設の追加)

5. 規則第10条の9第3項で準用する規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

